

秋田県県民参画による計画策定基本方針

秋 田 県

目次

I	はじめに	1
1	方針制定の趣旨	1
2	位置づけ	2
II	基本的な考え方	2
1	PI（パブリックインボルブメント）手法の採用	2
2	計画の構想・検討に対する県民参画	3
3	計画策定プロセスの公表と検証	3
4	スピードを持った計画づくり	3
III	県民参画による計画策定基本方針	4
1	計画策定に当たっての標準的な流れ	4
2	対象となる計画の範囲	8
3	実施要領	8
IV	施行等	8
1	方針の施行	8
2	内容の見直し等	8
	(様式1、様式2)	10
	(参考) 秋田県県民意見提出手続に関する要綱第3の1(抜粋)	12

秋田県県民参画による計画策定基本方針

平成22年6月24日決定

平成24年4月2日改訂

平成29年4月24日改訂

I はじめに

1 方針制定の趣旨

地方分権が進展することに伴い、地方自治体には、自己責任・自己決定により独自の政策を展開していくことが求められています。

一方、社会経済の急速な変化や個人の価値観の多様化などを背景に、行政サービスに対する県民ニーズが複雑・多様化しています。

このような中で、行政単独や県民だけの判断では解決できない問題などに対処するためには、行政と県民をはじめ、NPO、地縁組織、企業、大学やボランティア等の多様な主体による「協働」の取組が必要となっています。

県の計画策定においても、計画を策定し、それを実行していく主役は県民であるという認識のもと、行政と県民との合意や信頼関係を形成し、地域の事情や県民のニーズ、アイデアを、より一層計画に反映させていくことが重要になります。

計画策定への県民の参画を促す取組は、「ふるさと秋田」を元気にしたいという県民の思いを育み、ひいては地域の活性化や地域課題解決の大きな原動力になります。

この「秋田県県民参画による計画策定基本方針」（以下「方針」という。）は、より良い計画づくりを図るとともに、計画の実効性を一層向上させることを目的として、県の計画策定プロセスにおける計画の構想・検討段階からの県民参画に関する標準的な流れ及び手法を示すものです。

もとより、県勢を発展させる原動力となるのは県民一人ひとりの力です。行政には、県民のパワーを最大限に引き出すためのサポーターとしての役割を果たすことが求められており、職員一人ひとりがこうした意識を持ち、県民の声に耳を傾け、計画の策定を進めることとします。

2 位置づけ

この方針は、県が行う各種の計画策定のプロセスにおいて、県民参画を進める手法についての標準的な流れ及び手法を定めています。

今後、県では個別の計画をこのプロセスに基づいて検討し、策定することとします。

II 基本的な考え方

1 P I（パブリックインボルブメント）手法の採用

計画策定の終盤の計画案が具体化した段階での情報公開・提供や、県民からの意見聴取（例えば、「パブリックコメント」）といった従来の手法にとどまらず、県民の多様な意見を反映し、県民の視点を生かした計画づくりを行うために、「P I（パブリックインボルブメント）」（※）の参画手法を取り入れます。

※「P I」

P Iは、パブリックインボルブメント（Public Involvement）の略語。

パブリックは、県民、NPO、企業、関係団体などを表し、インボルブメントには、「巻き込む」という意味があります。

すなわち、P Iとは、構想や計画策定の早い段階において、行政からの積極的な情報公開・提供や主体的な県民参画の推進により、そこでの議論を政策や計画に反映させ、質の高い事業を行う、いわば県民参画の理念であり、プロセスのことです。

2 計画の構想・検討に対する県民参画

PIの手法を採用することにより、計画に対する県民の理解や協力が得られやすくなるほか、計画策定のより早い段階からの県民参画が可能となり、計画推進に対する県と県民との協働の効果が期待されます。

さらに、県において構想や計画の必要性が検討される前の段階（いわば、「ステップゼロ」の段階）から、知事への手紙やインターネット等で広くアイデアを募ったり、県民、地元シンクタンクや若い世代で構成された団体、その他市民団体などとの意見交換等の場を積極的に設けたりすることにより、県民の主体的な発想やアイデアに基づく計画づくりを行っていくことが必要です。

3 計画策定プロセスの公表と検証

計画策定プロセスを公表することで県民の主体的な参画を促進し、県と県民との合意形成や信頼関係のもとに計画を策定し、計画策定への県民参画の状況等について検証します。

4 スピードを持った計画づくり

広く県民の参画を求めることにより、これまで以上に時間や費用等が掛かり増しになることは避けなければいけません。

計画の策定においては、必要な時間と予算を確保し、持続的な県民参画が得られる環境づくりを行う一方で、例えば、計画に関してホームページ等による情報提供と併せて、アンケートを実施して意見集約等を図るなど、策定プロセスの同時進行のほか、策定作業の効率化や進行管理の徹底などの様々な工夫により、策定プロセスのスピードアップを図ります。

Ⅲ 県民参画による計画策定基本方針

1 計画策定に当たっての標準的な流れ

(1) 計画策定プロセスの設計

計画策定の早い段階からの県民参画が可能となる計画策定のプロセスを設計します。計画の決定プロセスを明確にすることは、計画策定の透明性や公平性を高め、計画を実効あるものにつなげていきます。

なお、計画によって、様々な計画策定プロセスのケースが想定されますが、標準的な流れを次のとおりとします。

[計画策定プロセス]

- ステップゼロ：「計画の必要性を判断する段階」
 - ※ 県民や企業・団体等から計画策定を求められた場合に、その必要性を判断する段階のこと。
 - ※ 法令等により策定を義務づけられた計画などでは、ない場合もある。
- ステップⅠ：「構想や計画の策定を決定する段階」
- ステップⅡ：「計画の策定段階」

(2) P I 手法の選択

P Iによる参画手法には次のとおり、様々なものが考えられますが、対象計画の内容、プロセス、関係者の範囲等に応じ、次の各手法を組み合わせ、重複させたり同時並行で進めたりするなど、ステップごとに実施します。手法については、継続的に創意・工夫を図ることとします。

また、スピード感を持った計画づくりの観点から、特に、直接多数の県民と意見交換するようなワークショップやパブリックミーティング等においては、多様な意見を調整し、まとめながら、うまく進めていくために、ファシリテーション（※1）という手法があり、中立的な立場に立つファシリテーター（※2）と呼ばれる調整・進行役の活用も考えられます。

※1「ファシリテーション」

ワークショップ、パブリックミーティング等の会議において参加者の主体性を育み、コミュニケーションを活性化させ、多様な意見の交換の中から新たな発見や可能性、アイデアを見いだすことを促し、個々の知恵を創造的な成果に結びつけていくことを支援し、協働的・創造的な議論や話し合いのプロセスを設計・マネジメントすること。

※「ファシリテーター」

ファシリテーションを行う人、後援者・補助役・まとめ役の意味。

①県からの説明、情報公開・提供等

○ホームページや県の広報等による積極的な広報活動

ホームページや県の広報、マスコミ等による広報活動を通じ、計画に関する情報や関連行事の告知、検討内容等を積極的に提供するもの。

○オープンハウス

公共施設等の人が集まる場所で、パネルや模型の展示、リーフレット等の資料配布等、県民が気軽に参画でき、計画の説明や情報提供を受ける機会を設けるもの。

○現地見学会

県民が事業地域や施設の建設予定地を直接訪問し、関連する調査結果や現状等について説明を聞くための催し。

○シンポジウム

著名人、学識経験者による基調講演やパネルディスカッション等を行い、当該計画の目的等に対する理解を求める催し。

○ニュースレター、パンフレット

計画に関する情報や検討内容を、文章や写真で分かり易く印刷物として作成し、県民へ広く配布するもの。

○出前講座

県民の依頼に応え、計画の内容や現状等について担当者が出向き講座を開催するもの。

○地域等への説明会

計画の内容や現状等について、計画策定の担当部局等が出向き、地域毎や、関連業界団体等に説明会を開催するもの。

②県民との討論、意見集約等

○審議会・検討委員会

公募等により設置された審議会・検討委員会において、有識者、関係者、県民の様々な観点から広い意見を求め、課題整理や方向性の検討を行うもの。

○プロジェクトチーム

短期間での意見集約を図るため、有識者、県民、県職員などが、行政から諮問された特定課題に関して検討し、施策の重点化や新たな取組の提言等を行うもの。

○ワークショップ

特定のテーマや課題に対応するため、関心のある県民を募って、グループによる共同作業や話し合いを通じて、課題の抽出や解決策等について、意見集約を図るもの。

○パブリックミーティング

計画内容や現状等について、計画策定の担当部局等が説明し、県民からの質問や意見を受ける場として県民との意見交換会を開催するもの。

○アンケート、意見募集

県民の意識を把握するため、多くの県民に一定の形式で意見を伺うもの。

○グループヒアリング

公募等による10人前後の県民に対し、県民のニーズ、期待等に関するヒアリング調査を実施して意見集約を図るもの。

③県民からの意見・アイデア提供等

○パブリックコメント

県民へ計画の内容、趣旨、その他必要な事項を公表し、これらに対する県民からの意見を反映させる機会を確保するもの。

○公募

県民や県民グループ、地元シンクタンク、市民団体などから、独自に作成した計画の原案を募るもの。

○アイデア提供

県民や県民グループ、地元シンクタンク、市民団体などから、独自に作成した計画の原案や「構想」の提供を受けるもの。

○外部委託

地元シンクタンクや市民団体などに、計画の原案作成を委託するもの。

(3) 計画策定のプロセスの公表

計画策定のプロセスを県民へ情報提供します。どのようなプロセスを経て計画に至るのか、どのような県民参画ができるのかについて情報を共有することにより、県民の積極的な参画を促します。

(4) 上記プロセスによる計画の策定

(5) 実施状況の公表と検証

計画策定終了後、計画策定プロセスの実施状況を県民へ速やかに情報提供します。どのようなプロセスを経て計画に至ったのか、どのような県民参画がなされたのかについて公表・検証し、県民と情報を共有することにより、次の計画策定に生かします。

2 対象となる計画の範囲

秋田県県民意見提出手続に関する要綱第3の1の(1)又は(3)に規定する計画に該当し、「パブリックコメント」を実施するものを対象とします。なお、対象となる計画は、より広範囲であることが望ましいため、上記以外の計画であっても、各部長、教育長の判断において、計画策定プロセスの公表と検証の対象とすることができるものとします。

3 実施要領

対象となる計画を策定する際、あらかじめ、「県民参画による計画策定プロセス設計書」(様式1)を作成し、県のホームページ等で県民に公表することとします。

また、計画策定後は、「県民参画による計画策定実績報告書」(様式2)を作成し、県のホームページ等で県民に公表することとします。

なお、設計書(様式1)及び報告書(様式2)については、各担当部局で作成し、企画振興部総合政策課で取りまとめます。

IV 施行等

1 方針の施行

この方針は、平成22年7月1日から施行します。

また、この方針に基づいて計画の策定を進めるものについては、方針の施行後速やかに、関係部局の手続を開始するものとします。

なお、方針施行の際、現に策定の過程にある計画等についても、できるだけ、この方針の規定により策定することが望ましい。

2 内容の見直し等

今後、この方針に基づいて各種の計画策定を進めていく中で、新たな課題への対応や、方針内容の変更が必要になった場合は、随時、見直しを行います。

(様式1) 県民参画による計画策定プロセス設計書

計画名 _____

担当部局名 _____

	計画策定の 全体スケジュール	県民参画の手法	対象者	実施目的
〈ステップゼロ〉	○年○月	○年○月		
〈ステップⅠ〉	○年○月	○年○月		
〈ステップⅡ〉	○年○月	○年○月		
	○年○月 計画決定	○年○月 パブリックコメント		
	○年○月 施行			

(注釈)

- ・ステップゼロ：「計画の必要性を判断する段階」
- ・ステップⅠ：「構想や計画の策定を決定する段階」
- ・ステップⅡ：「計画の策定段階」

(様式2) 県民参画による計画策定実績報告書

計画名 _____

担当部局名 _____

	計画策定の 全体スケジュール	県民参画の手法	対象者	実施内容及び ニーズの反映結果
〈ステップゼロ〉	○年○月	○年○月○日		
〈ステップⅠ〉	○年○月	○年○月○日		
〈ステップⅡ〉	○年○月	○年○月○日		
	○年○月 計画決定 ○年○月 施 行	○年○月○日 パブリックコメント		
実施状況の検証				

(注釈)

- ・ステップゼロ：「計画の必要性を判断する段階」
- ・ステップⅠ：「構想や計画の策定を決定する段階」
- ・ステップⅡ：「計画の策定段階」

参 考

秋田県県民意見提出手続に関する要綱第3の1（抜粋）

第3 対象

1 本手続の対象は、次に掲げるものとする。

（1）長期総合計画及び県政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

（2）県民に義務を課し、又は権利を制限する条例及び規則（県税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

（3）県民生活に影響を及ぼす公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画

（4）審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

（5）処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。）

（6）行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。）

2 迅速性若しくは緊急性を要するもの又は軽微なものについては、本手続の対象としない。

3 実施機関は、計画等に該当しないものであっても、制度の趣旨に照らし、本手続を行うことが望ましいものについては、本手続の対象とすることができる。